

各都道府県消防主管部長 殿

予防課長

防災センター要員に対する教育制度に係る執務資料の送付について

標記の件について、別添のとおり質疑応答を取りまとめたので、執務上の参考とされたい。
なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、消防法令の運用に遺漏のないよう御指導願いたい。

(対象物関連)

問1 「消防法施行規則第 3 条第 5 項の対象となる防火対象物の要件を定める件」(平成 6 年消防庁告示第 9 号。以下「告示第 9 号」という。)で定められている防火対象物の要件の単位は何か。

また、次のような場合、告示第 9 号の要件に該当するものと解してよいか。

a 消防法施行令(以下「令」という。)第 8 条を準用することにより、当該区画された部分ごとでは告示第 9 号の要件に該当しないが、棟全体では告示第 9 号の要件に該当する場合。

b 同一敷地内の複数の防火対象物を棟ごとに個々の防火対象物としてみると告示第 9 号に該当しないが、令第 2 条により、一の防火対象物とみなすと告示第 9 号に該当する場合。

答 消防法(以下「法」という。)第 8 条を適用する単位となる。

a お見込みのとおり。

b お見込みのとおり。

問2 防災センターにおいて、防災設備等の監視、操作等に従事する全ての者が防災センター要員講習(以下「講習」という。)を受けなければならないのか。

答 お見込みのとおり。

問3 防火管理上必要な業務の一部を受託している者の従業員で、防火対象物に非常駐の者(緊急対応のための派遣警備員)は、防災設備等の監視、操作等に従事する者に該当するか。

答 監視、操作等を行うものであれば該当する。

(講習実施方法関連)

問4 市町村に講習を実施する施設(以下「講習実施施設」という。)がない場合、如何に対処すべきか。

答 講習実施施設の整備が困難な場合は、他の団体を講習の実施機関として指定することが可能であり(防災センター要員に対する教育制度の運用について(平成 7 年 3 月 24 日付け消防予第 43 号。以下「運用通知」という)別添「防災センター要員に対する講習の実施細目」(以下「実施細目」という。)第一 2、各地域で協力し、柔軟に対応することが望ましい。

なお、講習実施施設の収容規模等に余裕がないことから、どの程度受講枠が可能なのかわからない段階も想定されるので、このような場合は、当初は団体内で協定を結び可能な範囲で受け入れを行い、ある程度実績ができた段階で公示について両方で調整する方法が考えられる。

問5 消防本部及び消防署を置く市町村において告示第 9 号に該当し、防災センターが設置されている防火対象物がない場合でも、「消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件」(平成 6 年消防庁告示第 10 号。以下「告示第 10 号」という。)は適用されるか。

答 適用されないが、新たに該当する防火対象物が生じた場合には、速やかな対応が求められる。

問6 実施細目、第一 2 の「他の団体」とは何を指すのか。

答 地方公共団体、公益法人等である。

問7 市町村相互で、消防事務を処理する組合が組織されている場合、講習の実施単位及び公示の単位は何か。

答 組合単位である。

(講習実施施設関連)

問8 全国の講習実施施設の整備状況はどうか。

答 現在のところ、13 大都市において整備済又は整備予定であると伺っている。

なお、他の該当する市町村においても、講習実施に支障のないよう対応する必要がある。

問9 講習実施施設について要件はあるのか。

答 実施細目第二において、講習実施施設について「平成 6 年消防庁告示第 10 号及び(実施細目) 第三に定める内容の講習を実施するために必要な教室、消火栓等の設備を備えた火災現場及び総合操作盤を備えた防災センターを模した訓練室を備えた施設」としている。

(手数料関連)

問10 標準的な手数料についての考え方はどうか。

答 講習実施施設の内容、講師等の体制及び当該地域の物価水準等を踏まえて、適正な額が設定されるべきであると考えている。

問11 全国の手数料の状況はどうか。

☑ すでに実施している都市では概ね 3 万円前後と伺っている。

問12 手数料条例は、どのような場合に必要となるか。

☑ 消防庁としては、市町村が講習の実施機関となる場合においては、「受益者負担の原則に基づき、受講者から適切な手数料等を徴収すべきである」という考え方を示しており(運用通知記第二 3)、この場合、一般的には、手数料条例を制定して手数料を徴収することが適当であると考えている。これは、市町村が講習の実施機関となり、講習事務の全部又は一部を民間団体に委託する場合も同様である。

なお、他の団体を講習の実施機関として指定する場合は条例の制定は必要ない。

問13 運用通知記第二 3 の「手数料等」の「等」とは何をさすか。

☑ 講習を実施する団体の事情により、講習実施施設の使用料を徴収する場合等を想定している。ただし、一般的には、講習の受講に係る手数料として徴収することが適当である。

問14 標準的な再講習の受講料について考え方はどうか。

☑ 講習と同様、再講習を実施する施設の内容、講師等の体制及び当該地域の物価水準等を踏まえて、適正な額が設定されるべきであると考えている。

なお、市町村が講習の実施機関となる場合においては、「受益者負担の原則に基づき、受講者から適切な手数料等を徴収すべきである」という考え方を示しているが(運用通知記第二 3)、再講習もこれに該当する。

(消防計画への定め方関連等)

問15 消防計画における講習に係る規定の例について教示されたい。

☑ 例として、「防災センターにおいて防災設備等の監視、操作等に従事する者に対する防火上必要な教育は、平成 6 年消防庁告示第 10 号に基づく防災センター要員講習を受講させることにより行う。」等が考えられる。